平成２９年（フ）第２４０５号
神奈川県大和市西鶴間１丁目１番11号　エムズ南林間109号
債務者　山口　　純
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４８８号
神奈川県大和市西鶴間１丁目23番１号　サニーコーポ林間105号
債務者　友寄　景光
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５３６号
神奈川県高座郡寒川町中瀬15番19号　コーポゆう105
債務者　白石　秀明
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５５０号
横浜市鶴見区市場大和町２番12―２号
債務者　岡田　　忍
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５５６号
横浜市都筑区池辺町3513番地　Ｋ＆Ｉビル３Ｆ310
債務者　河野　良樹
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５３８号
神奈川県海老名市中野１丁目26番41―104号
債務者　田口　優介
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２２９１号
東京都新宿区戸山２丁目29―507
破産者　西原祐栄こと　張　　祐栄
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８４７号
東京都江戸川区篠崎町７丁目28―２―501
破産者　佐久間鐵夫
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７０７号
東京都港区赤坂５丁目１番27号
破産者　有限会社昌平
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９３６号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目13番地４号、商業登記簿上の本店所在地千葉県浦安市鉄鋼通り１丁目４番８号
破産者　株式会社パートン
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９３７号
福島県白河市東工業団地字北６番
破産者　ヒラカワＣＧＭ株式会社
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０４８号
東京都渋谷区笹塚１丁目61番17号
破産者　株式会社ドラコ
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０４９号
東京都渋谷区道玄坂１丁目17番11号
破産者　株式会社イー・クラシス・コミュニケーションズ
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０５０号
東京都渋谷区道玄坂１丁目17番11号
破産者　株式会社イー・クラシス
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０５１号
東京都渋谷区道玄坂１丁目17番11号
破産者　株式会社イー・クラシス・マーケティング
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０５２号
東京都渋谷区笹塚１丁目61―17―203
破産者　宮下　崇俊
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２５１号
東京都品川区南大井５丁目18―12―202
破産者　池澤　佳紀
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３０３号
東京都江戸川区瑞江２丁目23番８号
破産者　有限会社大産ホーム
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３０４号
東京都江戸川区鹿骨５丁目33―８―202
破産者　大島　友幸
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部